

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

○自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

○地籍調査に関する事業計画を定め

た件の一部を改正する件

○保安林の指定を解除する予定である件

○道路の区域を変更する件三件

○道路の供用を開始する件

公 告

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件

○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

○公共測量を実施する件二件

福島県教育委員会

○公印を改刻しその使用を開始する件

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月二十六日

福島県規則第八十五号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

福島県知事 佐藤 雄平

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

本則第二項を削り、本則第三項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同項を本則第二項とする。

別表第二を削る。

別表第三商工組合中央金庫の項中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改め、同項の次に次のように加え、同表を別表第二とする。

農林中央金庫

福島支店

附 則

この規則は、平成二十年十月十四日から施行する。ただし、別表第三商工組合中央金庫の項の改正規定は、同月一日から施行する。(出納総務課)

告 示

福島県告示第六百五十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十年第四次募集期における自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の追加採用試験(男子)について、次のとおり定める。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 受付期間

平成二十年十月二十日(月)から同年十一月六日(木)まで

二 採用予定数

若干名

三 試験種目及び試験期日

試験科目	試験日
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)	平成二十年十一月九日(日)
適性検査	
身体検査 口述試験	

四 試験会場

会場名	陸上自衛隊郡山駐屯地
住所	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十一年三月又は同年四月

六 応募資格

平成二十一年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地）
電話〇二四―五四六一―一九一九

（災害対策課）

福島県告示第六百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年九月二十六日から平成二十一年一月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンター原町 南相馬市原町区南町四丁目七ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社藤越

住所 いわき市好間工業団地二十一番地一

代表者の氏名 代表取締役社長 大高 善興

（変更後） 名称 株式会社ヨークベニマル

住所 郡山市朝日二丁目十八番二号

代表者の氏名 代表取締役社長 大高 善興

三 変更した年月日

平成二十年九月一日

四 届出年月日

平成二十年九月十六日

五 届出をした者

株式会社藤越

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年九月二十六日から同年十月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン片平 郡山市中ノ目二丁目十六番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年九月二十六日から同年十月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮）ケーブズデンキ新会津若松本店 会津若松市町北町大字藤室字道下八十四―一

ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十九号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（平成二十年福島県告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。
平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

表伊達市の項中「堰本二」を「堰本二 堰本三 堰本四 堰本五」に改める。

福島県告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

- 一 解除予定保安林の所在場所
会津若松市湊町大字静瀉字風除林二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道中野 梶町線	福島市飯坂町中野字高 取前一三番一地从先から 同 市飯坂町中野字東 森五一番五地先まで	変更前	五・三}	二五四・〇
		変更後	一一・〇}	三三三・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

る。

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高陵 田島線	南会津郡下郷町大字中 妻字栗林一九六番地先 から 同 郡同 町大字中 妻字辻道七一九番二地 先まで	変更前	八・四}	一、四六〇・〇
		変更後	八・四}	一、四六〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道皿貝 勿来停車場線	いわき市田人町黒田字 大久保八三番地先から 同 市田人町黒田字 大久保三八番地先まで	変更前	六・五}	三四〇・〇
		変更後	一一・〇}	三四〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	県道高岡田島線
供用開始の区間	南会津郡下郷町大字中妻字辻道三二番二地先から 同 郡同 町大字中妻字辻道七一九番二地先まで
供用開始の期日	平成二〇年九月二十六日

(道路計画課)

公 告

公告第五百十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
パートナーハウス	郡山市田村町金屋字冬至七五―一	有限会社たかせ	福島県郡山市田村町金屋字冬至七五―一	平成二〇年七月三十一日	行動援護	身体障害者 知的障害者 精神障害者
株式会社 アピックス 介護事業部	須賀川市森宿字ヒジリ田五四―四	株式会社 アピックス	同 県須賀川市森宿字ヒジリ田五四―四	同	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児

(障がい福祉課)

公告第五百十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
コスモ調剤薬局森合西店	福島市森合字高野一―一五	平成二〇年九月一日	育成医療 更生医療	調剤	/
コスモ調剤薬局黒岩店	同 市黒岩字北井二―四	同	同	同	/
薬のカルテック方木田店	同 市方木田字中屋敷一―二九	同	同	同	/
調剤薬局ゼネファーム黒岩店	同 市黒岩字素利町一七	同	同	同	/
そうごう薬局本宮店	本宮市本宮南町裡一―七―三	同	同	同	/

(障がい福祉課)

公告第五百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区
の名称
金山町土地改良区

退任した役員
氏名
住所

理事 長谷川律夫 大沼郡金山町大字西谷字下モ在家四三三番地の二
同 菅家 廣喜 同 郡同 町大字川口字沢向道上一八五〇番地の二
同 若林 豊舞 同 郡同 町大字大栗山中居平一七八八番地
同 坂内健一郎 同 郡同 町大字沼沢字南上村八五七番地
同 大竹啓二郎 同 郡同 町大字山入字鮭立居平二八七〇番地の二
同 横田 武男 同 郡同 町大字越川字居平五九九番地
同 五ノ井房雄 同 郡同 町大字玉梨字居平六〇五番地
同 長谷川英二郎 同 郡同 町大字中川字荻付五六四番地
同 渡部 精一 同 郡同 町大字大塩字間々下二〇九二番地
同 渡部 武志 同 郡同 町大字横田字居平五六二番地の五
同 栗田長一郎 同 郡同 町大字本名字居村一七番地
同 坂内 武雄 同 郡同 町大字大栗山中居平一七六五番地の一
同 菅家 辰男 同 郡同 町大字滝沢字細田一四四〇番地

就任した役員
役別 氏名 住所
理事 長谷川律夫 大沼郡金山町大字西谷字下モ在家四三三番地の二
同 栗城 辰男 同 郡同 町大字玉梨字川下居平一五〇九番地
同 菅家 廣喜 同 郡同 町大字川口字沢向道上一八五〇番地の一
同 渡邊健太郎 同 郡同 町大字中川字中町一一一二番地
同 坂内健一郎 同 郡同 町大字沼沢字南上村八五七番地
同 渡部 武志 同 郡同 町大字横田字居平五六二番地の五
同 渡部 精一 同 郡同 町大字大塩字間々下二〇九二番地
同 酒井 昭吉 同 郡同 町大字山入字石塚居平二三一番地
同 横田 義一 同 郡同 町大字越川字道長七五六番地
同 栗城 耕作 同 郡同 町大字和村大字松山字川向一一一〇番地
同 菅家 哲夫 同 郡同 町大字山町大字本名字船渡八六五番地
同 若林 豊舞 同 郡同 町大字大栗山中居平一七八八番地
同 菅家 貞夫 同 郡同 町大字滝沢字和平一三四八番地

(農村計画課)

公告第五百十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量を実施する。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 測量地域 須賀川市仁井田地内
- 二 測量期間 平成二十年九月二十六日から平成二十一年三月十八日まで
- 三 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量）

(農業基盤整備課)

公告第五百十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量を実施する。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 測量地域 岩瀬郡鏡石町成田地内
- 二 測量期間 平成二十年九月二十六日から平成二十一年三月十八日まで
- 三 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量）

(農業基盤整備課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第九号

公印を次のように改刻し、平成二十年九月二十六日その使用を開始する。

平成二十年九月二十六日

福島県教育委員会

庁印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
1の5	福島県教育委員会印（辞令用）		教育総務課長

(教育総務課)